

市民活動団体と鎌倉市による相互提案協働事業 審査選考基準

- 審査選考は鎌倉市協働事業選考委員により、協働の視点から提案を評価し、その採点を基に行う。
- 採点は項目ごとに5段階評価とし、その合計点数の最高は40点とする。
(5=非常にすぐれている、4=すぐれている、3=認められる、妥当である、2=劣る、1=非常に劣る)
- 採点評価は、各選考委員が採点した各項目の点数の平均点(小数第2位を四捨五入)を用いる。
- 市との協議に進める団体の提案は、※印の各項目の平均点が3点以上で、かつ、各項目の平均点の合計が24点以上の中から、選考委員会で総合的に判断した上で決定する。
- 選考委員は、自ら利害関係を有する提案については、審査に加わることはできない。
- 審査項目、評価内容及び配点は下記のとおりとする。

審査項目	評価内容	配点	
公益性	鎌倉にふさわしい公益性の高い事業であるか	5	※
課題の解決	重要性・緊急性の高い課題を的確にとらえ、その課題の解決につながる具体性のある、経済性と法規制などの観点から実現可能な提案であるか	5	※
効果・成果	具体的な効果や成果が期待できるものであるか	5	
役割分担	市民活動団体と市との役割分担が明確であり、かつ、妥当性があるか	5	
相乗効果	協働により市民活動団体と市がそれぞれの特性を活かすことで相乗効果が期待できるものであるか	5	
先駆性 専門性 柔軟性等	先駆性、専門性、柔軟性等の市民活動団体の特性を活かし新たな視点から実施するものであるか	5	
適正な予算	予算の見積り等が適正であるか	5	
実現性	市民活動団体が自ら実施する事業であり、その事業を安定的かつ継続的に実施することができる団体であるか	5	※
合計		40	

また、以下の項目のいずれにも該当しないこと。

- 営利を目的としたもの
- 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
- 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
- 国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けているもの
- 公序良俗に反するもの